平成３０年度第１回あきる野市総合教育会議 会議録

１　開　催　日　平成３１年２月７日（木）

２　開催時刻　午前１０時００分

３　終了時刻　午前１１時４４分

４　場　　　所　あきる野市役所　５階５０３会議室

５　出　席　者

市長	澤井　敏和
教育長	私市　豊
委員	田野倉　美保
委員	丹治　充
委員	坂谷　充孝
委員	小西　フミ子

６　欠　席　者　なし

７　事務局職員

企画政策部長	田野倉　裕二
企画政策課長	鈴木　将裕
子ども家庭部長	岡部　健二
子ども政策課長	高橋　玄徳
子ども家庭支援センター所長	川久保　明
保育課長	石塚　光輝
教育部長	佐藤　幸広
指導担当部長	鈴木　裕行
生涯学習担当部長	松島　満
教育総務課長	宮田　健一郎
指導担当課長	間嶋　健
生涯学習推進課長	吉岡　賢

（会議録）

澤井市長	皆さん、おはようございます。市長の澤井でございます。 ただいまから、平成３０年度第１回あきる野市総合教育会議を開催いたします。着座のまま対応させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。 本日はお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。寒い日と温かい日の差があり、インフルエンザも流行っています。なるべくり患しないように、菌を落とすようにしなくてはと思っております。 本日は傍聴の希望がありますので、許可したいと思います。 会議の議長につきましては、あきる野市総合教育会議設置要綱第４条第４項の規定により、市長となっておりますので、私が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 資料をお手元に配布しておりますので、ご確認ください。 それでは、次第に沿いまして、進めさせていただきます。 最初に、改めて私のほうからご挨拶申し上げます。 総合教育会議につきましては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、平成２７年４月に設置されました。これまで、「教育大綱」の策定などについて、協議・調整を行ってまいりました。昨年度の会議では「多様な教育課題に対する体制づくり」に対して、様々なご意見をいただきました。本件については、さらに検討を行う必要があると判断し、庁内にプロジェクトチームを設置しまして、関係機関との連携などについて報告を受けております。 こうした経過を踏まえ、今回の協議事項としてお示ししましたのは「多様な教育課題に対する体制づくり～一人一人のニーズに応じた支援に向けて～」と「いじめ・虐待等の子どもの危機管理」の２点となります。 「多様な教育課題に対する体制づくり～一人一人のニーズに応じた支援に向けて～」につきましては、昨年度からの引き続きの議題となり、教育相談所、適応指導教室、教職員研修センターなど、あきる野市の子どもたちを支える、より良い体制を構築するに当たり、様々な課題がございますので、委員の皆様とその内容を共有したいと考えております。 「いじめ・虐待等の子どもの危機管理」につきましては、テレビ・新聞等でも、親が子を虐待するなどといった痛ましい事件が

頻繁に報道されております。本市においても、これからの時代に即したいじめ・虐待等に対する体制を皆様と協議し、様々な角度からご意見を頂戴したいと考えるものです。このような事件が起こらないように祈っている次第です。

これからのあきる野の将来を担う子どもたち、教育大綱の基本理念に示す「あきる野っ子」の育成に向けて、市としてどのようなことができるのか、皆様と十分な議論を交わしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第３の「協議・調整事項」に入らせていただきます。始めに（１）の「多様な教育課題に対する体制づくり～一人一人のニーズに応じた支援に向けて～」であります。

冒頭に申し上げましたとおり、本件につきましては昨年度の総合教育会議からの引き続きの課題であります。課題解決に向けた組織体制づくりをはじめ、既存の公共施設等の一層の活用や適正配置など、更なる検討を行うために、庁内でプロジェクトチームを設置しております。プロジェクトチームからの報告によりますと、課題解決に向けた体制などについて、具体的な提案を行うには、多くの課題が存在しており、更なる調査検討が必要であるとのことであります。昨年度の総合教育会議で申し上げましたとおり、子どもたちはあきる野の宝です。この大切な宝を大事に育てていくためには、一人ひとりの個性を十分に理解し、必要なときに必要な支援を行える体制づくりが必要であると考えます。体制につきましては、長期的な視点で、持続可能なものでなくてはなりません。こうしたことから、もう１年かけてプロジェクトチームに更に検討させたいと思いますが、まずは現在までの検討経過などについて、プロジェクトチームの座長である企画政策部長からご説明いたします。よろしくお願いします。

田野倉企画政策部長　企画政策部長の田野倉と申します。

私から、プロジェクトチームでの検討経過につきましてご報告いたします。その前に、昨年の１月２６日に行われました本会議におきまして、プロジェクトチームで検討するに至った経緯について説明させていただきます。

現行の教育相談所、教職員研修センター、適応指導教室など、組織体制を見直すというものであり、具体的には、教職員研修センター機能をあきる野市役所別館に、適応指導教室「せせらぎ教室」を五日市出張所にも設置するといった内容でございます。

お手元に配布しております資料１をご覧ください。資料に沿いまして説明いたします。
まず、資料１の（１）教育委員会から提案の内容については、１ページの中段にあります、現行と解決案１。これは相談所機能をあきる野ルピアにも設置するという考えでございます。続きまして、解決案２。これにつきましては、本庁舎と五日市出張所に、それぞれ記載のとおりの機能を配置するという案でございます。解決案１と解決案２につきまして、検討を重ねてまいりました。
次に（２）解決案の分解等についてですが、プロジェクトチームにおきましては、総合的な解決を図るに当たって、下のイメージ図のとおり、解決案を４つの個別対策に分解し、検討してまいりました。
①としましては、適応指導教室の機能充実。②としましては、教育相談所の機能充実。③としましては、教職員研修センターの機能移転。最後に、包括的な対策④としまして、それぞれの服務・管理体制の強化というものでございます。
２ページをお開きください。２としまして、各機関の概要について説明させていただきます。まず、（１）適応指導教室の概要でございます。②では、在室児童・生徒数、指導員数の推移を示しております。平成２１年度から平成２８年度までにつきましては、多少の凸凹はございますが、急激な増加は見られません。ただし、２９年度につきましては、前年度対比１４人と急激に増加しております。③決算額の推移でございますが、適応指導教室に係る経費につきましても、平成２９年度におきましては、１００万円以上経費が増加しています。
３ページ目、（２）の教育相談所をご覧ください。②の相談者数、延べ相談回数、相談員数の推移です。②の相談者件数につきましては、平成２１年度及び平成２２年度はかなり数が多いので、捉え方が統一されていなかった可能性がございます。つきましては、平成２３年度以降をご覧ください。こちらについても、微増から、平成２９年度においては、平成２８年度と比較すると極端に増えています。
③の決算額についても、平成２９年度は平成２８年度と比較すると増えています。
４ページ目、④の巡回相談件数、延べ対象者数、⑤の指導員に対する報酬等の推移です。こちらは若干減少してきています。そ

れぞれについては、下に※印でコメントしていますが、減少の要因としては、東京都の巡回指導相談員が派遣されることになったためと思われます。

５ページ目、(３) 教職員研修センターについてです。ご存知のとおり、当該センターは若手職員の育成・研修、年齢や職層に応じた教員を育成するための機関であり、当市の教員約４００人のうち４分の１が新任であることを踏まえ、１年次から４年次までの教職員を対象としています。

②でその他としていますが、そもそも教職員研修センターを五日市地区に設置する意義につきましては、平成１９年第３回定例会の一般質問において、当時の教育長が、五日市憲法草案が発見されたことなど、五日市に設置する意義について答弁しております。

お手元の資料にはございませんが、１ページの対策の④で、各機関の服務管理体制の強化について記載しています。これについては、対策の①から③において課題等が上がってくる面もありますが、いずれの場合も、各機関の動きをしっかり把握できる服務管理体制を構築する必要がございます。

最後に、昨年から３回に渡って会議を開催し、検討してまいりました結果、対策①につきましては、五日市出張所に適応指導教室を置くこととしておりますが、五日市地区における適応指導教室の需要の有無など、何らかの方法で、数値を予測する必要があるのではないかと考えます。

対策②につきましては、教育相談所の相談件数、相談回数の推移から、当面の間、教育相談所を必要とする市民は一定程度存在するということが伺えます。一方、機能充実に向けて、部屋の広さ等を提案するに当たっては、数量的な根拠が必要となります。

対策③につきましては、本市における教職員の４分の１が研修の対象となっているところから、教職員研修センターの需要はあるものと推察されます。一方、教職員研修センターの本庁舎への移転に当たっては、既に本庁舎別館に空きスペースがないことからも、現状の機能との調整を図る必要があります。

提案のあった各機関の充実につきましては、ここに述べたような課題があること、また、移転に伴い新たな財政負担が生じるが、経費の算出がされていないことなどから、提案の是非について結論を出すまでに至りませんでした。

　プロジェクトチームでの検討経過及び検討結果については、以上でございます。

澤井市長　ありがとうございました。何か質問等はございますか。

課題と概要、それぞれの対策について将来的な需要を予測し、それに合った体制を検討するとともに、事務経費の精査、メリット・デメリットの洗い出し等が必要であると判断しているところです。

　適応指導教室については、指導はもちろんのこと、本来の学校に戻るための指導も重要であると考えています。社会に出たときに、団体生活を行っていかなくてはなりませんので、そのような指導も重要だと思います。

　こういった点について、さらに指導担当部長のほうから説明をお願いします。

鈴木指導担当部長　それでは、不登校に関わる対応を含め、説明をさせていただきます。

　不登校の状態に至るまでには、児童・生徒それぞれに経緯・背景がございます。本市の児童・生徒の全体的な傾向としては、不登校に至る経緯として、家庭環境、人間関係、学業の不振、この３つが７０％近くを占めるような状況でございます。調査の上で分類はしていますが、児童・生徒それぞれに個別の事情がございますので、それを加味して考えなくてはなりません。

　各学校の対応としては、それぞれの個別の状況を把握すること、対応策を整理して具体的に誰がどのように対応するかなどを検討しています。また、児童・生徒への関わり方、保護者との連携を含め校内の検討組織で組織的に検討するようにしています。更に、スクールカウンセラー、教育相談所、状況によってはスクール・ソーシャル・ワーカーや子ども家庭支援センターとも連携しながら個別対応を行っているところでございます。こういった対応の積み重ねで、実際には不登校にならないで済んでいる児童・生徒、適応指導教室に通わずに済んでいる児童・生徒もおります。

　一方で、組織的な対応が十分に成果を上げられない場合もございます。そういった児童・生徒につきましては、適応指導教室で学習することや、学校に向けた支援を行っております。

　また、残念ながら適応指導教室の入室に至らないケースもございます。そのような場合は、関係機関との連携の中で、少なくとも適応指導教室に入室できるように努めております。適応指導教

室に入室した児童・生徒につきましては、学校との関わりや関係する教員の働きかけを継続するように努力しています。

中学生の場合は、授業で取り組んでいる学習課題等を届けてもらい、教室の学習活動に利用しています。定期考査についても試験問題を適応指導教室に届けてもらっています。このように学校との関係が維持できるような体制で臨んでおります。

教育委員会としましては、関係機関を含め、どことも関わりのないような児童・生徒がいない状態にするよう学校に指導しております。在籍する学校の先生との関係を大切にすることで復帰につながることが期待できますので、本人、保護者、適応指導教室との連携の中に学校の教員が入るよう指導しています。具体的には、各種の研修等で来庁した際には、関係教員が適応指導教室に立ち寄り、児童・生徒と関わったり、指導員と連携を図ったりするよう指導しております。

こうした対応の結果、本市の不登校の児童・生徒の学校復帰率は、昨年度小学校４２％、中学校が１４％となっております。東京都全体では小学校が２５．８％、中学校が２０．１％です。なお、不登校の児童・生徒の対応につきましては、平成２８年の文部科学省の通知の中で、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることに留意すべき、とあります。社会的な自立という観点が出るようになりましたが、まず第一義的には学校復帰を目指しつつ、個々の児童・生徒の状況を踏まえながら、社会的自立を視野に入れた対応が必要になります。気を付けなくてはいけないことは、学校復帰を急ぐことで追い詰めることにならないようにしなくてはいけないことです。

一方、社会的自立の視点で静観してしまい、積極的な対応をしなくなってしまうことがないようにしなければいけないことが課題であります。

澤井市長　ありがとうございました。

プロジェクトチームで検討した内容では、学校はどのような対応をしているのか見えてこなかった部分がありましたが、それを説明してもらいました。教育は様々な角度からものを見なくてはなりません。学校に通い、社会復帰することが目的でしょうから、やはりちゃんと登校できるようにすることが重要かと思います。

説明について、ご質問等はございますか。

丹 治 委 員	学校教育について、市長部局から支援いただき感謝申し上げます。 ２ページ目の在籍児童・生徒数の推移について、平成２８年度から平成２９年度にかけて、２７人から４１人と増えています。このことについて、理由は何があるのでしょうか。
澤 井 市 長	指導担当部長
鈴木指導担当部長	調査したわけではありませんが、想定されるのは、どこにもつながらない不登校の児童・生徒がいないようにと学校に指導しているところでありますので、学校の自覚が高くなり、本人や保護者に適応指導教室の利用を提案した結果ではないかと考えます。
丹 治 委 員	どことも関わり合いのなかった児童・生徒はどのくらいいたのでしょうか。
澤 井 市 長	指導担当課長
間嶋指導担当課長	平成２８年度の不登校児童・生徒数は、６１人でした。適応指導教室に通っている児童・生徒が２７人いましたので、３４人かと思います。指導担当部長から説明のあったとおり、学校側からの支援があったこと、また、平成２９年度よりスクール・ソーシャル・ワーカーが入り、支援が広がったことから、数が増加したものと思います。
丹 治 委 員	平成２９年度、不登校の児童・生徒はどのくらいいたのですか。
澤 井 市 長	指導担当課長
間嶋指導担当課長	８３人です。
澤 井 市 長	ほかにございますか。田野倉委員
田 野 倉 委 員	不登校の数が増えている原因については3つ、家庭、友人関係、学業とのことでした。学校復帰が一番良いとしても、前段階として適応指導教室に通うのは大切なことです。学校や家庭だけでない、自分が存在できる場所、温かく迎えてもらえる場所は大切です。適応指導教室につなげるというのも、復帰に向けた第一歩として大事なことです。先ほど、国の方針が変わり、社会的な自立を促すということがありましたが、それに関しても、適応指導教室に通うことで、周囲の大人や同年齢の子どもたちと関わり合う場としても、あきる野市において大きな役割を果たしていると思います。 平成２８年度から平成２９年度に、急激に適応指導教室に通う子どもが増えています。これは、先ほどあったように、不登校になる児童・生徒も、６１人から８３人と、増えていることがあり

ます。不登校の児童・生徒数が急激に減っていくとは思わないので、適応指導教室に対する需要やその役割はますます大切になっていくものと考えます。学校でのアプローチも大事ですが、それだけでなく、教育の多様性として、こうした場所が確保されていることは、あきる野市の教育において欠かせないものと感じました。

今年度の統計はまだ出ていないと思いますが、今の状況では、不登校の児童・生徒数、適応指導教室に在籍する児童・生徒数は、平成２９年度と同じくらいなのでしょうか。

澤井市長	指導担当課長
間嶋指導担当課長	年度によって不登校の数は前後します。平成３０年度は、平成２９年度に迫るか、それを超えるかもしれないといったところです。 適応指導教室の体験入室希望者の数は、平成２９年度の数を超えています。
澤井市長	よろしいですか。坂谷委員、何かございますか。
坂谷委員	私も適応指導教室の必要性を感じました。ただし、適応指導教室にも行けず、不登校である児童・生徒が増加していることについては、各学校が対応していると思います。せめて適応指導教室に入室できるように働きかけていると思いますが、不登校になっている児童・生徒の家庭で、子どもの教育を放棄している保護者がいるのではないでしょうか。
澤井市長	指導担当課長
間嶋指導担当課長	そういった家庭環境にアプローチする役割を持っているものがスクールソーシャルワーカーです。福祉的な面からの支援となります。平成２９年度から３人配置していますが、スクールソーシャルワーカーに任せるのではなく、積極的に学校と協働して、家庭環境等への支援を行っています。
澤井市長	坂谷委員
坂谷委員	教育については、受ける権利がある一方で、教育を受けさせる義務があります。どのような家庭環境にあっても権利が守られるようにしていくべきと思います。仮に適応指導教室の入室までに至らなかったとしても、何らかの形で家庭教育が受けられるような働きかけをしていくべきです。集団教育を受けられるようにしていく働きかけとともに、行けなかったとしても教育が受けられるような方法はあるのでしょうか。

澤井市長	指導担当課長
間嶋指導担当課長	例えば放課後に児童・生徒を呼び、指導している学校もあります。また、教員補助員等が放課後の指導について、教員の指示の下、対応しているところもございます。
坂谷委員	今後も、残念ながら不登校の児童・生徒数は現状のままだと考えます。教職員の仕事量にも配慮しなくてはいけませんが、子どもの権利を守っていってほしいと思います。 もう１点質問があります。資料の５ページ目、その他のところで、平成１９年度当時の教育長の意向があったとのことでした。現在のあきる野市にもこの意向は引き継がれているのでしょうか。この意向はどのように捉えられているのでしょうか。
澤井市長	企画政策部長
田野倉企画政策部長	我々としましては、当時の意向は現在も引き継がれているものと考えます。当時の会議録を朗読します。 一般質問の要旨から説明します。「教育環境の整備について」という題の中で、「（１）教職員研修センターの設置の意義と目的は。」「（２）研修の実施計画は。」「（３）教育免許更新制との関係は。」という質問でした。（１）の質問に対する当時の教育長の答弁は、途中からになりますが「教員自身も、自分たちの研修センターへ、自分たちが今日行くのだと、半日かかって行ったところを、一時間で行ける。３０分で行ける。あるいは朝から１日帰って来ないというところまで研修に行っているのを」これは五日市以外での研修と思いますが「それが半日で帰って来れるんですよね。学校へも戻って来れる。そういう意味では、近くにそういうものがあることによって、自分たちの意識も、自分たちでやっていく研修センターなんだという気持ちがはるかに強くなるだろう、私はそういうことを考えているわけです。私は、教師としてのプロは、情熱がなければいけないと思うんです。そういう情熱が。だけど、情熱だけではだめなんです。技がないと。情熱プラス技を持ってないと、教師としては尊敬されていかないわけです。技を磨く道場を、自分のまちに作っていくんだ。あそこに行って技を磨くんだ、磨いてくるんだという。目黒まで行ってくるのでもなく、水道橋まで行ってくるのでもなく、あきる野の五日市に作ろうとしていますけど、五日市に行くんだ、それは俺たちのまちの研修センターだということを教師が持つことを、私は実に大事だし、そこに集まってくる若い先生方に、今日は先生、勉強ですかって、

市民が言ってくれる。そうです、そして教師が多くの信頼を得ていくんじゃないか、こんなふうに思います。また、あきる野市独自の研修センターを作ることによって、私が直接介入していけるということがあるんです。私の考えが直接、あきる野市の教育センターで、勉強する先生方にじかにいろいろな問題を話をすることができる。東京都教職員研修センターでやっているのはいちいち行けません、私。私の思いも伝えられません。あきる野市の先生方に直接、あきる野市の課題を教育長が伝えられる。教育委員会が伝えられる。教育委員の先生方も勉強している姿を見られる。このことはもう本当に他人事ではなくなるだろうというふうに、私は思います。１３０年前に五日市憲法の草案を作った学芸講談会の人たちが、五日市のどこかに集まって勉強した。その碑のすぐそばに、平成のそれこそ改革の時代にあきる野市が教育センターを作って、そして新しいまちづくり、教育の発展のためにやっていくということは、私の夢でした。これはぜひ成功させていきたいと思いますし、皆さんから支えてもらいたい。そのためには遠くじゃなくて近くにあることなんです。そんなふうに思います。だから、あきる野市でつくるんだということなんです。」という答弁でした。

坂谷委員　ありがとうございます。結論どうこうではありませんが、今のお話のとおり、あきる野市内に教職員研修センターを設置し、この場所で教員が研修を受けられるようにすることは大変重要であることが再確認できました。また、五日市憲法草案についても、当時の教育長の思いがあり、それが引き継がれているとのことであります。

現在案として出ている、本庁舎への教職員研修センターの移転については、それだけをとってしまってはいけませんが、それはどうなのかと慎重に考えるべきと思います。以上です。

澤井市長　小西委員、何かございますか。

小西委員　あきる野市の教育について、とても前向きで、先生方も一生懸命頑張っていらっしゃいますし、市長もいろんな提案をされて前に進んでいると感じます。今まで他の方がおっしゃった内容で、私の質問は終わりましたが、意見として申し上げたいことがあります。

毎年、発達障害の児童・生徒が増えています。保育園・幼稚園から、巡回相談などで発達支援が必要であるとか、特別支援教室

が向いていると発見することは大事なことですし、その子に合った教育を提供すべきと思います。適応指導教室がもう１つ増えるといったことはないのでしょうか。発達障害を持つ子どもの増加が止まることはないと思います。適応指導教室は、専門的に、子ども一人一人に丁寧に教えてくれるところです。特別な指導が必要であるか否かを簡単に判断できなくなっているとも思います。グラデーションというか、いろいろな種類の発達や課題があります。たくさんできるのが良いということではありませんが、教員の職務が多いので、大人数のクラスでは目が行き届かないのではないか、一つの教室での人数が少なくなれば、もう少し目が届くし、少し発達の遅れがある児童・生徒がいても、周りの児童・生徒が一緒に頑張ろうと助け合いが生まれるのではないかと思います。１月２４日に都教委が新しい財団を設立したとのことですが、担任の先生方の仕事量軽減のためにもその財団を活用し、任せられる内容の仕事を任せ、担任として子どもたちとの関わりを少しでも増やせる時間ができたら良いのではないかと思いました。

澤井市長　意見としてでよろしいですか。

小西委員　はい。

澤井市長　それでは、他に。教育長

私市教育長　事務局に確認したいのですが、資料の１ページ目の解決案②・③では、適応指導教室を五日市に設置するとあります。五日市出張所に適応指導教室を設置する根拠は何ですか。なぜ五日市に必要なのか、数字として示せるものはありますか。

澤井市長　指導担当課長

間嶋指導担当課長　市内には小中学校合わせて１６校あり、児童・生徒数は６，５００人程度です。五日市地域には、学校数でいえば２５％に当たる４校、児童・生徒数では２２．６％と２割強を占めます。不登校の発生件数では、平成２７年度は２６・８％、平成２８年度は３１．１％、平成２９年度は２５．３％が五日市地区の学校から発生しており、全児童・生徒に占める割合より若干高い数値が出ています。

この中で適応指導教室に通っている児童・生徒数は、平成２７年度が１２・５％、平成２８年度が１４．８％、平成２９年度が９・８％となっています。

不登校の児童・生徒数は、おおよそ２２％が五日市地区で発生していますが、適応指導教室に通う児童・生徒数の割合は低いも

のと考えられます。特に小学校に通う児童の入室が低いところがありますので、設置が妥当ではないかという提案です。

私市教育長　分かりました。距離的に遠くに適応指導教室があるため、不登校の児童・生徒が、入室できないでいるという推測をしているとのことですね。

教職員研修センターについて、先ほどの元教育長の議会答弁を聞いていて、熱い思いがあって設置したことを理解しました。私もそれを大事にしなくてはいけないという思いがあります。しかしながら、設置して１０年以上が経過している中で、研修センターの機能がどうなっているのか、細かく分析する必要があると思います。五日市出張所の中をどうするのか、本庁舎の施設をどうするのか、両方を考えなくてはいけない中で、研修センターをどうするのか、ここでしっかり分析・検証し、見直すべきとなれば見直すのもやぶさかではないと考えます。五日市に研修センターができた経緯がありますので、地域住民や議会にはしっかりとした考えを示し、ご理解をいただくことが必要です。今の段階では、研修センターはどうなっているのか、今後どうしていくのか、事務局で検証してほしいと思います。

澤井市長　様々なご意見をありがとうございます。この問題については、教育長からもあったとおり、研修センターの現状や、五日市地域に適応指導教室を設置する際の対応など、どういった努力をしているかなどを検証し、検証が終われば来年度の総合教育会議で提示してほしいと思います。おおむね平成３１年度上半期までに検証を終え、報告するようお願いします。

それでは、この件については、更なる検討をお願いします。

次に、子どもの危機管理についてです。近年、児童虐待が社会問題になっています。身の回りで発生しており、深刻化しています。マスコミでも連日報道されています。本市では、いじめや虐待を子どもの危機管理として捉え、総合的な情報共有の仕組みを構築し、対応しています。本日は市の体制や取組について、委員の皆様にお知らせするほか、ご意見を頂戴したいと思います。

まずは子どもの危機管理について、子ども政策課長から説明をお願いします。

高橋子ども政策課長　本市の子どもの危機管理について、ご説明します。

資料２－１をご覧ください。あきる野市の子どもの危機管理に関する組織図と関係図です。

本市では、地域の宝である子どもを中心に据えたまちづくりを行っております。地域社会全体で子どもを育てる仕組みが必要であることから、子どもの安心・安全を確保するための危機管理基本方針を定め、様々な機関と連携を図り、情報共有をするなどして、子どもを犯罪等から守る取組を行っています。資料は、この取組に当たっての各組織間の連携を表した関係図となっています。

中央にある「子どもの危機管理官」についてご説明します。子どもを取り巻く危機に関する情報の受発信、対策の中心的な役割を担う子どもの危機管理官が、市長部局の子ども家庭部に配置されています。管理官は、子ども家庭部長が当たっています。この危機管理官の下に、非行、いじめ、不審者、虐待、貧困など、子どもに関する危機情報を持つ各課職員が参加する子どもの危機管理会議を設置しています。会議の構成員となっております関係各課の職員は、学校や警察など、それぞれの所管に書かれた関係団体などから、不審者情報などを得た場合には、子どもの危機管理官に報告することとしています。報告を受けました子どもの危機管理官は、関係各課との情報共有、情報提供により、問題解決や未然防止に努めております。報告された不審者情報や、いじめ・児童虐待につきましては、すべて集約し、毎月市長に報告しています。そのほか、この会議では、重大事案が発生した場合には協議を行うこととなっており、必要に応じて、いじめ対策連絡協議会に情報提供することとしております。これまで発生した重大事案としては、平成２８年２月に東京都教育委員会に対して、小学校への爆破予告メールがありました。この際、子どもの危機管理官から、全課に向けて不審なメールがないか確認を指示するとともに、施設を所管する部署は、施設内の点検、不審物の確認や郵送物の確認などの注意喚起を指示し、結果報告を求めるなどして、情報共有と迅速な対応を行っています。また、市のホームページで点検結果などをお知らせしました。この日、実際には爆破等の事案は発生しておりません。

現在行っております会議の具体的な取組としましては、不審者情報があった際には、地域防災課などと連携を図り、情報を共有し、学校をはじめ、児童館、保育園、幼稚園、地域子ども育成リーダーへの情報提供と、警察への連絡を行うとともに、必要に応じて青色パトロールを行うなどして、子どもたちが犯罪に巻き込

まれないよう取り組んでいます。

このように、本市では、子どもの安全を確保するための危機管理基本方針に基づき、市長部局と教育委員会、関係機関と連携して子どもの安心・安全を確保する取組を行っています。

澤井市長　次に、本市におけるいじめの取組について、指導担当部長からお願いします。

鈴木指導担当部長　本市におけるいじめの状況については、資料２－２にまとめております。

平成２９年度の調査結果を右下に示しておりますが、いじめの認知件数は１３３件でありました。前年度と比較すると１０倍以上になり、数字上はいじめが急増しているように見えますが、資料にありますとおり、国や都の取組の中で、調査におけるいじめの捉え方が変化しています。平成２５年のいじめ防止対策推進法の施行後、特に平成２８年度・２９年度の東京都教育委員会や総務省の勧告に伴い、積極的にいじめを認知していく流れになっています。軽微な事案についても認知し、報告した結果です。

それぞれの事案については、早期発見・早期対応に努力しているため、解消率も高い状況にあります。また、いじめの発見のきっかけで最も多いのは、学校の教職員による発見です。全体の６６％であります。その中でも、小学校の学級担任が発見するケースが大変多くなりました。中学校については、学級担任の発見に並んで、アンケート調査などの取組で発見するケースが多くありました。教職員の発見以外のきっかけとしては、本人、保護者からの訴えが比較的多くなっています。

具体的ないじめの内容については、調査の分類上の区別ではありますが、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるという項目が７０％近くになります。次いで、軽くぶつかる、蹴ったり、叩かれたりするに該当するものが１２％です。仲間はずれ、集団で無視をされるに該当するものが１０％程度というものが全体的な傾向です。

各学校では年間２回から４回のアンケート調査を行い、把握に努めています。教育委員会へは毎月認知した件数と内容を報告することとしています。

事業の平成３０年度の欄に、あきる野市いじめ防止基本方針で作った事業の継続実施として、例として出ていますが、これは方針の中で定めており、継続実施して対応しているところでありま

す。

いじめが発生したときの対応はもちろんですが、いじめを生まないという未然防止にも重点が置かれています。更に、日常的には、児童・生徒が教職員だけでなく保護者、地域の大人に相談できるような状況を作ることが大切であるという考えの下で努力しているところであります。

澤井市長　ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたが、総合教育会議については総合的な観点から議論する場であるので、個別のケースについては議論しませんが、ご理解いただけたかと思います。報告のあった件についてご意見・ご質問があればお伝えください。

子ども家庭支援センターから虐待の状況についてご説明します。

川久保子ども家庭支援センター所長　子ども家庭支援センター所長の川久保でございます。子ども家庭支援センターの児童虐待への対応について説明いたします。

資料は２－３になります。まず、平成２９年度の児童虐待対応件数であります。平成２９年度１年間の件数をまとめたものになります。月ごとの件数を危機管理官に報告しています。４月については新規５件となっておりますが、これは子ども家庭支援センターに虐待の通告又は相談があった件数になります。これに先月からの継続ケース４８件を加えた、５３件のケースに４月は対応したものです。対応した５３件のうち、終了ケース２件が、関係機関の見守りや支援者の対応から状況が改善したケースになります。全対応ケース５３件のうち、終了ケース２件を引いた５１件が、５月の継続ケースとなります。

新規ケースは、平成２９年度の１年間で、１３７件でありますが、平成２８年度が８０件、平成２７年度が８１件でございましたので、大幅に件数が増えている状況でございます。

その下に「要対協」とございますのは、保護者に監護させるのが適当でない児童を「要保護児童」といいまして、このような児童を支援していくために、関係機関で組織した協議会で定期的に情報共有等を行い、役割分担をしながら組織的に対応しているものであります。

組織は３層構造となっており、代表者会議が年２回、実務者会議が年３回、個別ケースごとに対応している関係機関で集まる個別ケース検討会議を随時行っており、昨年度は３０回開催してお

ります。また、児童相談所の欄に「進行管理」とありますが、これは児童相談所の担当者と、子ども家庭支援センターのケースワーカーが相互に担当しているケースについて情報共有や対応方針、役割分担や見直しなどを行うものです。このようなことから、進行管理が行われた月には、終了ケースが多くなっております。

１番下の「幼稚園・保育園等」の欄につきましては、児童虐待を早期に発見し、支援を行っている児童の様子を確認するために、子ども家庭支援センターの職員が市内の幼稚園・保育園等を巡回し、情報の把握をするもので、昨年度は２４か所巡回しています。今年度は更に小中学校も巡回しまして、４月から１０月の間に４２か所を回り、状況を把握しています。

２の「支援体制」につきましては、児童虐待事案に対応するために、子ども家庭支援センターの職員体制を強化しながら、要保護児童対策地域協議会を通じた情報共有と連携により支援を行っているところです。子ども家庭支援センターで主に児童虐待事案に対応している職員は、表にありますとおり、９人となっています。全体を総括するコーディネーター１人を中心に、虐待対策ワーカーが３人、子ども家庭支援ワーカーが３人、心理専門支援員１人が個別のケースに合わせて対応に当たり、専門相談員１人が専門分野の相談に当たるなど役割分担しながら対応しております。

また、要保護児童対策地域協議会は、表にありますとおり、行政機関や法人、児童福祉に関連する職務にある方で組織され、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議で情報を共有し、役割分担を行い、それぞれのケースの対応に当たっているところです。

このように関係機関が連携して支援を行っておりますが、児童虐待が増えている現状がございますので、市と五日市警察署、福生警察署で「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定」を締結しました。警察署も要保護児童対策地域協議会の会員となっておりますので、協議会を通じて情報共有等、連携を図っておりますが、協定締結を契機に、より積極的に情報共有・連携を図ることで、児童虐待の未然防止や早期発見の取組を強化してまいります。

説明は以上です。

澤井市長　ありがとうございました。事務局からも警察署との協定につい

て説明がありました。あきる野市は２つの警察署の管轄にあるので、調整に時間がかかりましたが、両警察署との連携により、虐待に遭う子どもたちが少しでも減るようにと願っています。

今まで説明のあった内容について、委員の皆様よりご意見をいただければと思います。小西委員の方から。

小西委員　３つあるのですが、まずはいじめの調査について、年に２回から４回学校が行っているとのことでした。学校訪問に行くと、校長ポストとか、学校によっていつでも相談できる仕組みがあります。どんな些細なことでも、教育委員会に報告されているのでしょうか。

澤井市長　指導担当課長

間嶋指導担当課長　いじめに関することについては、些細なことでも、法に基づいて、月ごとに教育委員会に報告するよう指導しています。

澤井市長　小西委員

小西委員　それでは、校長ポストに「その日のうちにお返事します」と掲示してあった学校でも、校長先生が投稿された文書を見て返事をした後、教育委員会に報告されているということですよね。年に２回から４回のアンケート以上に、報告が来ているということですか。

澤井市長　指導担当課長

間嶋指導担当課長　そのとおりです。報告は毎月としています。

小西委員　児童相談所に相談されるケースは、どういった基準で決まるのですか。ここからは児童相談所が対応するケース、といった基準があるのですか。

澤井市長　子ども家庭支援センター所長

川久保子ども家庭支援センター所長　基準はありませんが、専門的な対応が必要な場合や、強制的に家庭に立ち入り検査をするような必要がある場合は、子ども家庭支援センターでは対応できないので、児童相談所で対応します。

澤井市長　よろしいですか。

小西委員　はい。

それから、危機管理について感じたことなのですが、不審者の関係で質問します。市内に不審者が出没した際、ビデオカメラの映像から逮捕につながったと聞いたのですが、市内１６校すべてにカメラがあるのですか。

澤井市長　教育総務課長

宮田教育総務課長　市内の１６小中学校すべてに、事務室等で監視できるカメラ（校舎内ではなく、正門、裏門など、学校敷地内への出入り口となる場所を撮影しているもの）が設置されています。

小西委員　通学路は。

宮田教育総務課長　通学路については、東京都の補助金を活用し、平成２６年度から平成２９年度にかけて、各小学校の通学路に防犯カメラを５台ずつ設置し、市内には５０か所設置しています。

澤井市長　坂谷委員、何か。

坂谷委員　いじめ対策について、伺います。

昨今、山口県の高校２年生の男子生徒がいじめにより自殺したと認定されたとの報道がありました。教職員によるいじめが初めて認定されたものです。現在、いじめの定義には「児童・生徒が行う」とあり、教職員は対象外です。学校等でいじめの認知を報告することとしていますが、教職員によるいじめがある可能性があります。本市にはないと信じたいものですが、そのようなケースも含めて考えるべきと思います。該当するような教職員がいると報告しにくいところもあるでしょう。何か起きてから報告するのではなく、こういったことはいじめですと明文化する必要があるのではないでしょうか。

現在の定義でも「受けた児童・生徒が苦痛を感じているもの」とあり、された人が自己申告をしなくては見えないところがあると思います。担任による発見が６６％を占めるとされていますが、同じ事象を見て、いじめだと思う教職員もいればそうではないと感じる教職員もいるでしょう。このあたりが学校によって数が変わるところにもつながるのではないでしょうか。嫌だと感じたらいじめだ、だけではなく、これはいじめだよ、ということが明文化されたものがあると良いと思います。何かそれについて明文化されたものはありますか。

澤井市長　指導担当課長

間嶋指導担当課長　認知の段階では、学校の授業で、発表するのが苦手な児童に対し、他の児童が親切心で「○○ちゃんも意見を言いなよ」と言って言い合いになってしまったという例があります。この場合でも、嫌だと思えばいじめとなりますので、親切心からの行いであってもいじめであるという認識があり、学校が報告したとの例があります。

澤井市長　そうでなくて、教職員の中で。はい、指導担当部長

鈴木指導担当部長　いじめの認知については、指導担当課長が説明したとおりです。いじめの例については、国や都の通知の例で多数挙げられ、教職員の理解を深めているところです。教職員がいじめを行うことについては、いじめの枠では捉えておりませんので、いじめの定義には含まれておりません。そのようなケースは、教職員による不適切な指導、あるいは体罰となります。不適切な指導や体罰が発生した場合は、報告があり次第対応していくことになりますが、定期的には、年に１回児童・生徒に直接アンケート調査を行い、教職員の指導について嫌なことはなかったかを確認し、都に報告しています。教職員の不適切な行為や体罰については、そのような対応の中で把握しておりますが、いじめに当たるような部分についても、現時点では「不適切な行為」という範囲で対応しております。

坂谷委員　ありがとうございます。あくまで自己申告の部分が多いのかなと思います。児童・生徒についても、教職員についてもです。

先日、教職員の研究発表会においても、子どもが、何か発表するという行為、何かを発するという行為が、自分の評価につながってしまうと萎縮し、発言に至らないとの研究発表がありました。いじめについても、自分はこう感じるということを発すること自体に萎縮してしまう児童・生徒や教職員の心の働きがあるのではないかと思います。

自分が思ったことを伝えて良いのだと、子どもも大人も感じられる環境づくりについて、市全体をあげて考えなくてはいけないと思います。

虐待についても、何か気づいたことがあっても、なかなか言いにくい状況があると思います。ご家庭に直接というのは元より、行政への通報も難しいところがあります。しかし、何か違和感があれば相談してくださいということを、市民に向けて啓発し、温かい雰囲気で子どもが成長できるようにしていくべきと思います。虐待の相談件数の中には、不登校児の家庭もあるかもしれません。重ねての質問ですが、何か虐待の形跡があり、学校に行かせないという家庭もあるのでしょうか。

澤井市長　子ども家庭支援センター所長

川久保子ども家庭支援センター所長　実績として１３７件という数字をお示ししていますが、この中にそのような家庭があるとの情報はございません。

坂谷委員　ありがとうございます。いろいろな家庭がありますから、子ど

も家庭支援センターだけがそれを見るということでなく、協議会には様々な団体が加盟していますので、より密な連携をもって子どもの安全・安心を守っていきたいなと思います。

澤井市長　ありがとうございました。田野倉委員から、何かあれば。

田野倉委員　まずいじめについて、発見されるきっかけは教職員によるものが一番多いとのことでした。やはり普段一番児童・生徒に接している教職員が、どれだけ児童・生徒に寄り添って子どもたちを見守っているかが大事になっていると思います。自分から発信できる子どもばかりではありませんので、もしかしたら嫌な思いをしているかもしれないと子どもの心情に寄り添って気づいてくれる大人がそばにいることが大きな助けになると思います。現場の教職員の意識改革、自分たちが最前線にいるのだという気持ちを常にもって接してほしいなと感じました。

いじめ対策の取組として、平成２８年度にSNSあきる野ルールを策定しています。近年、友達に嫌なことを言われたとか、暴力を受けたという被害とともに、子どもが携帯電話を持つ年齢が低年齢化したことに伴い、危険性を知らないまま使ってしまう子ども、携帯電話を使ったいじめも発覚しないような形で増えているのではないかと思います。学校訪問でも、携帯電話でのトラブルが多く発生していると聞きますし、SNS や携帯電話の使い方は教育委員会としても考えていくべきです。各学校ではセーフティ教室というものを開催していて、子どもたちに向けては、個人情報の漏洩や、知らない人と会うことの危険性などについて、指導していますが、保護者は参加していません。子どもに危険性を訴えても、どこまで危険性を理解しているかは分かりません。保護者も危険性を認識せずにいることが多いと感じます。家庭の問題、親の問題というだけでなく、もう少し踏み込んでいかないと、これからの時代は子どもの危機管理という面では危ないことが起きると思います。意見です。

虐待の対応について、初めて状況を見ましたが、あきる野市でもこんなに起きているのかという感想です。質問ですが、子ども家庭支援センターに児童虐待についての通報や相談というのは、どういった方からの通報なのですか。近所に住む方などでしょうか。また、あきる野市の子どもの危機管理の関係図にもありましたが、市民からの情報や発信とありますが、市民が何かを見聞きして、虐待等を疑った場合、どこにどう相談すればいいのかあま

り伝わっていないと思います。今までどのような周知・啓発を行ってきたのでしょうか。

澤井市長　子ども家庭支援センター所長

川久保子ども家庭支援センター所長　まず通報元ですが、多い順番では、家族からが２２件で一番多いです。虐待している本人も含みます。学校からが２０件、近隣住民からが１４件です。

通報先の周知については、全国共通ダイヤルがございます。その１８９をかけると、身近な児童相談所につながります。この数字をここで集中的に周知するように広報等に掲載しています。必ず、３６５日２４時間児童相談所につながるようになっています。

田野倉委員　私はこの番号を知らなかったので、お年寄りの詐欺なども毎日のようにメール配信を受けたり、テレビでも見聞きします。そのような方法で、市民に周知しないと、こういったものがありますよ、と言われても、相談していいものか、先ほど坂谷委員のお話にもありましたが、躊躇してしまうと思います。少しでも疑いがあるのであれば、電話できるような体制を、一般市民に届くように知らせてほしいと思います。不審者に限らず、虐待についても、これはちょっとおかしいぞと思ったら、遠慮せずに伝えられるように雰囲気になればと感じています。

澤井市長　丹治委員

丹治委員　いじめに関する取組の中では、かなりの指導が行われ、教職員への対応や関係機関との連携など、取組が進んでいる自治体の一つではないかと感じます。

学校でいじめに関する授業を拝見すると、教職員そのもののいじめに対する意識も進んでいるし、この学校からいじめは出さないという意思も強く感じます。

ここで思ったのは特別支援教育のあり方についてです。特別支援教育の基本になっているのは、いつでもどこでも必要な支援を行っていくということです。これは、いじめに対しても、虐待に対しても同じ基本理念になると思います。指導室を中心に、各学校へ指導が円滑に行われるよう改めてお願いします。

今回、市長からお話があったように、女子児童への悲しい事件がありました。一つ間違えれば、本市においても同じような事案が発生しないとも限りません。地域によって差もあると思いますが、人口の流入があったり人の動きがあったりする中で、千葉の事件の発見につながったのは本人の訴えや学校の発見であるとい

	いますので、絶えずつぶさに学校の中で児童・生徒を一人一人見守ること、顔色はどうか、傷はないかなど、敏感になって、通報できるようにしてほしいと思います。子どもの情報については、親からどのような状況なのか学校に聞いたり、教育委員会に問い合わせてくることもあるでしょう。千葉県の事件のように、一歩間違えれば悲しいことも起きてしまいます。何としても子どもたちを守っていくという意識が本市ではできていますが、さらに強く、市民全体に広まるよう努めてほしいと思います。
澤井市長	ご意見として伺います。教育長
私市教育長	不登校と虐待の結びつきについて考えることも必要と思います。不登校の児童・生徒がいる中で、どのような状況にあるのか、学校を通して常に把握する意識を、今まで以上に強く持って対応していかなくてはいけません。恐らく文科省がそういった点を通達してくるものと思いますので、早めに市としても対応したいと思います。 いじめの問題で、SNS を通じたいじめの把握は難しいと思いますが、ここに出ている件数の中で、SNS でのいじめは何件あるのでしょうか。
澤井市長	指導担当課長
間嶋指導担当課長	資料が手元にないため、この場でお示しすることはできません。ただし、昨年度もそのようなケースがあったことは確認しています。
私市教育長	おそらく隠れているケースも多いと思うので、平成２８年度にルールを作成しましたが、ここで新たな SNS に係るいじめについても提起して取り上げてほしいと思います。
澤井市長	ほかにございますか。
間嶋指導担当課長	パソコンや携帯電話での誹謗中傷を受ける、といった報告が中学校で３件あったとのことです。
澤井市長	丹治委員
丹治委員	虐待の相談について、時期的な傾向はあるのでしょうか。
澤井市長	子ども家庭支援センター所長。
川久保子ども家庭支援センター所長	一般的な傾向として、夏は窓が開いている状況が多いため、泣き声に気付いて通報するケースが多くなります。
澤井市長	ほかにございますか。私市教育長。
私市教育長	児童相談所の職員が不足しているという報道があります。そういった中で、あきる野市として児童相談所に関与してほしいとい

	う案件が生じた際でも、すぐに対応してもらえているのでしょうか。困ったということはありますか。
川久保子ども家庭支援センター所長	あきる野市は立川児童相談所管内にあり、立川児童相談所は、西多摩地域、立川市、昭島市、国立市を担当しています。非常に多忙ではあります。しかしながらすぐに対応してもらえている状況です。
澤井市長	ほかにございますか。小西委員
小西委員	一昨日、障がい者自立支援協議会がありました。虐待防止について学びました。発達障害の子どもを預かっている放課後デイサービスの職員の方が参加されていて、自分の中でイライラしてしまって虐待しそうになってしまうという方もいました。それを職員間で話せないということについて、ほかの参加者の方も頷いていました。 秋川流域のネットワークで、これをしたら虐待であるという、２００いくつかの例を出して、２６項に集約した名刺大の手帳があります。それを職員が携帯し、自分が何をしたら報告されるとか、気持ちが引き締まるといいます。デイサービス職員に限らず、学校の教職員もイライラしてしまうことがあると思いますので、お守りとして携帯しておくという方法もあるのだと、一昨日感じました。
澤井市長	ほかによろしいですか。 ありがとうございました。これからも、子どもたちが安心して安全に暮らしていくことができるよう、我々大人が重要な役割を果たすと認識しております。引き続き尽力していきたいと思いますので、今後ともみなさんご協力を賜りますようお願いいたします。 それでは（３）のその他について、事務局で何かありますか。よろしいですか。 無いようですので、協議・調整については終了させていただきます。 それでは（４）の報告事項に入りますが、事務局は何かありますか。委員さんのほうで何かありますか、よろしいですか。 無いようですので、報告事項については終了させていただきます。 そのほか、何かお伝えしたいことはございますか。よろしいですか。

無いようです。本日は長時間に渡りありがとうございました。今後、あきる野市の教育について皆様と発展的にお話できれば幸いと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

これを持ちまして、平成３０年度第１回総合教育会議を終了いたします。